

令和2年2月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	先崎温容
委員会開催日	令和2年3月5日(木)、10日(火)、13日(金)
所属委員	[副委員長]坂本竜太郎 [委員] 渡邊哲也 大橋沙織 大場秀樹 高野光二 今井久敏 杉山純一 宗方保



先崎温容委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・14件

※[知事提出議案はこちら](#)

(3月 5日 (木))

大橋沙織委員

農6ページの担い手づくり総合支援事業について、増額の理由及び事業対象者を聞く。

農業担い手課長

台風第19号等で被害に遭った農業者のうち営農再開する者を対象に、農業用の施設と機械及びそれらの撤去に関する費用を支援する事業である。

補助率の上限は、施設が7割、農業機械が9割である。

大橋沙織委員

補助率7割と9割の内訳を聞く。

また、農家の規模は条件に含まれていないか。

農業担い手課長

施設は国が3割、県が4割、農業機械は国が5割、県が4割を上限に設定しており、支援対象は今後営農を再開する農業者である。

渡邊哲也委員

農4ページの農業委員会費及び農6ページの農地利用集積対策事業の減額について、本県では農地バンクを含め取組を進めてきたと思うが、農地の集積が滞っているとの理解でよいか。要因を聞く。

農業担い手課長

農4ページの農業委員会費は、市町村からの要望を受けて国へ要望するが、国からの内示額が要望を下回ったこと、また当初想定していた活動実績を下回ったことによる減額である。

農6ページの農地利用集積対策事業の減額は、国が事業を見直し、昨年度市町村から要望を取る段階で農地集積に関する事業における交付単価の減額や事業の廃止等があったことによる。当初30市町村から要望があったが、実際に実施したのは20市町村であり予定金額を下回ったほか、7市町村が要望を取り下げた。

農地の利用集積は農地中間管理事業を中心に進めており、今年度においても単年度で2,000haを上回る実績となる見込みである。

先崎温容委員長

関連だが、30市町村から20市町村に取り下げられたことについて、国とのやり取りや市町村で見込んだ計画が甘かったなどの問題があったか。

農業担い手課長

1つは国の補助事業の減額や廃止が一番大きい部分である。

もう1つは、農地利用最適化推進委員等が活動できなかった農業委員会があったことによる。

高野光二委員

今回の補正予算では、昨年の台風第19号等による被害に関する補正が非常に目立ち、今までにないほど繰越明許が計上されているため何点か聞く。

鳥獣被害対策については定例会で毎回のようにしっかり対策するよう質問が出るが、今回減額となっている。計画の捕獲頭数に見合う予算計上であると思うが、計画していた実績に至らない状況での減額か、もしくはその他の要因があるのか。

環境保全農業課長

鳥獣被害対策の交付金については、電気柵の設置、里山の整備や捕獲などの要望を前年度の1～2月頃に市町村から取り、国に提出する。国からの交付額は例年当初要望の約8割であるため、その額を市町村に割り振り事業を進めていき、不足する場合は追加要望を行う。

捕獲の経費は、市町村の計画に基づき計画頭数分の予算を計上している。市町村は環境保全農業課が行う有害捕獲や自然保護課が行う管理捕獲などを活用し、鳥獣の捕獲頭数を上げていく。

今年度についても市町村の計画に基づき配分したが台風第19号等の影響により当初予定していた整備ができず、大きく減額となった市町村があったため、来年度改めて計画を見直すことになる。

高野光二委員

鳥獣被害は継続して起きているため事業の継続が必要だと認識している。今回鳥獣被害対策に関する繰越明許がなかったが、来年度申請すると理解してよいか。

有害動物が入らないよう電気柵などを設置するための補助事業は市町村から要望はあったが今回は台風の影響により減額せざるを得なかったとの解釈でよいか。

環境保全農業課長

財源が不足しては困るため、市町村からは最大限の金額を申請してもらおう。また、単に金額を積むのではなく、電気柵、ワイヤーメッシュや箱わな等の捕獲装置を設置し、どのような有害鳥獣を何頭捕獲するかまで市町村鳥獣被害防止計画に入れてもらい、金額にそごがないかを精査しながら最大限積んでいる。

明許繰越の形ではなく、毎年計画を立てて金額を積んでもらい、国に要望している。

高野光二委員

毎回質問に上がり現場でも被害に困っている状況であるため、来年もしっかり行うよう願う。

農46ページの歳入における特許権等運用収入の内容について聞く。

農業振興課長

新しい品種を開発した際、開発を行う研究者は研究成果への寄与の程度を踏まえ一定の割合で権利を持つものと整理している。

他の部分で活用する場合は特許権等運用収入が発動されるが、今回はそれがなかったためゼロとなった。

高野光二委員

農業分野における特許を別の者が使う場合、個人でのやり取りではなく特許権として県が介在するのか。

過去の例でも構わないため、具体的な例を聞く。

次長（農業支援担当）

現在まだ特許が有効か否か確認していないが、蚕からセリシンという物質を抽出し化粧水に応用するための特許を長年許諾していたことがある。程度は分からないが、それなりの許諾料を徴収していたようである。

その他、除染のために反転耕を行う機械は、スガノ農機と共同開発しており、これらについては許諾料を徴収せず使用してもらった。

高野光二委員

おおむねイメージは分かった。

蚕の成分を化粧品化する特許については、県が歴史的に関わってきた経過から手数料を徴収することは何となく理解できる。

許諾料を取らずに反転耕の機械を事業者で使用させたとの説明があったが、通常、県が開発すれば手数料を取るのが当然であり一般的なやり取りではないか。知的財産、いわゆる研究成果を保護するためには非常に大事であるため、明確な基準があれば聞く。

先崎温容委員長

高野委員に述べるが、一般的事項の際に改めて質問を願う。

大橋沙織委員

農16ページの米の全量全袋検査推進費について、減額の理由及び検査数量の見込みと実数を聞く。

水田畑作課長

米の全量全袋検査推進費は、実施主体が検査に要する追加的経費について、東京電力から賠償金が支払われるまでの運転資金として県が貸し付けるものである。

52億円ほどの予算を計上していたが所要分は48億円であるため、差額の4億円を補正する。

また2点目の検査の実施点数については、現在930万点以上を検査している。

大橋沙織委員

4億円の減額理由を再度聞く。

水田畑作課長

予算は、前年度に収穫の見通しを立てた数量に応じて要求し、不足が生じないよう多めに計上しているが、本年の作柄が102程度であったため差額に相当するものである。

大橋沙織委員

この減額は台風第19号等の影響も関係あるか。

水田畑作課長

本年の検査点数は前年と比較し変わりがないため、台風の影響はほぼないと見ている。

大橋沙織委員

農36ページの災害関連治山費及び農45ページの治山災害復旧費の減額理由をそれぞれ聞く。

森林保全課長

災害関連治山費の中身について、1の災害関連緊急治山事業は概算見積りで設計し計上するのだが、発注に当たり精査した結果減額となり、2の林地崩壊対策事業は現地の被害状況等から国庫補助事業ではなく県単独の治山事業にて復旧できたため減額となった。

また、治山災害復旧費の現年債と過年債についても、発注の段階で事業費がかからないとのことで減額した。

大橋沙織委員

農9ページの農業経営者育成費について、減額理由、新規就農者数の見込み及び実数を聞く。

農業担い手課長

青年農業者等育成センター運営事業における減額は、職員の通勤手当がかからなかったことによる。

また、新規就農者や就農準備のために研修を受ける農業者に対し150万円を交付する農業次世代人材投資事業については、各市町村において余裕を見込み予算立てしていた就農予定者数等が確定したことによる減額である。

現時点における事業対象者数は311名、今年度の新規就農者は5月1日時点で212名であり、5年連続200名を超える新規就農者を確保している。

高野光二委員

農39ページの栽培漁業振興対策費について、栽培漁業振興対策事業及びさけ資源増殖事業の減額理由を聞く。

水産課長

栽培漁業振興対策事業については、水産資源研究所の施設で実施する事業を予定していたが、施設建設が遅れたため電気代などの需用費が減額となり、さらにアユの放流用種苗を生産する事業が来年度以降となり中止したため委託費を減額した。

また、さけ資源増殖事業については、台風被害等によりサケが捕れず放流用の稚魚生産が大きく減少したため所要額を減額した。

大橋沙織委員

農36ページの災害関連治山費と農45ページの治山災害復旧費について、さきの説明では、概算の設計ほどは費用がかからなかったとのことだが、今回あちらこちらで起きた山崩れに対する支援はどの予算に入っているか。

森林保全課長

治山事業にはいろいろあり、農35ページの治山費など、対応できる部分是对応している。

また、災害関連緊急治山事業でも減額しているが、当初見込んでいた箇所については適正に対応している。

大橋沙織委員

酪農家や農家に関わるとい意見として述べる。

新型コロナウイルスにより学校が休校になり給食が突然ストップしたことが……

先崎温容委員長

一般的事項の質問で意見を願う。

大橋沙織委員

承知した。

(3月10日 (火))

大橋沙織委員

農5ページの中山間地域等直接支払事業費の1と2の内容を聞く。

農村振興課長

1の中山間地域等直接支払事業は、日本型直接支払制度の直接交付金の制度であり、中山間地域等における耕作放棄地の発生防止や、生産条件が不利な地域における多面的機能を確保するために集落の協定に基づき農業生産活動を5年以上行う農業者等を支援する制度である。

2の中山間地農業ルネッサンス推進事業(農村振興)は、地域の創意工夫にあふれた取組やリーダーの確保育成などについて国が100%助成するソフトの事業である。

高野光二委員

近年は大規模農業への支援策が多いが、中山間地域等直接支払事業は小規模農家への支援であるため大変重要である。予算書の説明では1,211か所の集落に支援するとの説明であったが、もう少し掘り下げて説明願う。

農村振興課長

令和2年度は福島市ほか46市町村において集落協定及び個別協定を合わせ1,211集落で協定を結んでいる。中山間地域等三法指定の市町村のうち、田んぼが100分の1、畑が8度以上の急勾配の農地が対象であり、面積に応じて交付される。営農継続のための主な取組としては、耕作放棄地の解消、後継者育成などがあり、協定で決めた対象について集落単位での取組に交付される。

今井久敏委員

農28ページについて、農地防災事業費（県単）の2のため池等放射性物質対策事業に関して詳細を説明願う。

農地管理課長

ため池等放射性物質対策事業は福島第一原子力発電所から発生した放射性物質に対して、県内のため池対策に当たり、県がモニタリング調査等を行っている。

併せて市町村がため池対策を実施するに当たり、今年は大熊町等でモデル地区を設定し市町村を支援している。

今井久敏委員

県内全体として、ため池除染は残すところどのくらいか。

農地管理課長

ため池対策の実施箇所は総数約1,000か所ある。これまでに約570か所に着手し、約320か所について対策が完了している。

今井久敏委員

ため池の形状により様々な手法があると思うが、現在、どのような手法が取られているのか。

農地管理課長

現在行われている主な手法としては、ため池の中に台船を浮かべバキュームで吸引するなど、水をためたままでの施工がほとんどである。夏場に施工ができず、秋から冬にかけての施工が多くなるが、春からまた水を使うため、そのような手法を採用している。ただし、直接バックホーを入れ掘削する手法を取っているところもある。

今井久敏委員

最初の調査段階で心配したBqの数値は最高でどのくらいか。

農地管理課長

資料を確認する。

今井久敏委員

ため池除染は加速すべきだとの強い思いがある。残り半分に関して、どの程度で完了する予定か。もっと早く実施可能な手法を採用できないのか。

農地管理課長

避難12市町村は約600か所、それ以外のため池は約400か所ある。避難12市町村以外は令和2年度の予算で完了するよう進捗を図っているが、避難12市町村は、双葉町等まだスタートしていないところもあるため、2年度以降も引き続き実施する必要がある。

先崎温容委員長

Bqの数値に関する資料はいつ頃に提出できるか。

農地管理課長

少々お待ち願う。

今井久敏委員

農36ページで里山再生に関して、一般造林費及び造林推進費に事業があるとのことだったが進捗状況はどうか。

森林整備課長

一般造林費のふくしま森林再生事業については、平成25年度より開始し、30、31年度は44市町村で取り組んでおり、26～30年度までの森林整備面積は約6,766haである。作業道は約803km整備しており、県内の汚染状況重点調査地域の指定を受けている各市町村において、継続して森林整備を進めていく。

今井久敏委員

どのくらい実施するのか。

森林整備課長

国の復興・創生期間後の基本方針の中での継続等を検討している。現在、県内の線量の低減状況及び森林内の汚染状況等を調査しながら、各市町村の要望等も含め、数量等について取りまとめている。今後10年間で3万5,000ha程度の森林整備に取り組みたいと思うが、国との調整により事業の構築が図られる。

今井久敏委員

里山再生に係る申請の手順を聞く。

森林計画課長

ふくしま森林再生事業と異なるが、14市町村で里山再生モデル事業に取り組んでおり、先日、国で中間取りまとめがなされた。その成果を踏まえて区域を広げ、汚染状況重点調査地域等の対象である48市町村に対し、里山再生事業に関する意向確認を行った上で調整を進めていく。

今井久敏委員

今年度をめどに調整を進めるのか。もっと時間がかかるのか。

森林計画課長

1月の中間取りまとめを踏まえ市町村説明会などを実施し、3月いっぱいを目途に市町村の要望を確認する。その後4月にかけて事業内容の調整を図りながら、同月末頃を目途に事業実施箇所を決定していく予定である。

高野光二委員

農2ページの特許権等運用収入について、30万8,000円は県有特許権による使用料収入との解釈でよいか。そうだとすれば、県有特許権とは何か。

農林総務課長

特許権等運用収入は、県のオリジナル品種について、種苗業者等が種苗の生産及び販売を希望した際に許諾契約を結び、販売額に応じて県が収入を得る仕組みである。現在の種苗登録品種数は32件、特許件数が6件であり、令和2年度の収入見込みは30万8,000円である。

高野光二委員

県が努力して作った優秀なオリジナル品種を使ってもらうため、使用料の契約を結んでおり、特許は3件あるとのことか。知的財産が話題になっており、開発にかかる努力及び能力について対価を払う時代になっている。極めて安いと思うが、使ってもらうため低い単価としているのか。

農林総務課長

種苗を生産するための許諾契約の契約料は1品種当たり3万6,000円であり、生産した種苗の販売額に応じて1～2%の売上げが県の収入となる。品種の人気が出て、何億、何十億円の売上げが生じれば収入が増えるため、いかに市場的な人気を得て売上げが増えるかが決め手となる。

高野光二委員

この金額と今の説明では、特許の6件にしても、それほど使用されていないのか。オリジナル品種についても32件の契約項目が全部使われて3万6,000円ずつ払われると金額は大きくなるはずだが、決算時には金額が上がるのか。これが来

年度1年間の歳入の金額か。

農林総務課長

許諾契約は3年計画であり、1年当たり30万円程度になる。販売額収入は毎年20数万円程度で推移している。令和2年度は2件6万円程度を見込んでいるが、許諾契約数は年によって変動があり2年前は20件の許諾契約があったため総収入で120万円近くを見込んでいた。

高野光二委員

農8ページの農業経営者育成費について、農業次世代人材投資事業における新規就農者は昨年度220数人だったが、今年度はどの程度の新規就農者数を目標にしているか。

農業担い手課長

農業次世代人材投資事業については、就農前の準備型及び就農後の経営開始型で対象者が分かれている。準備型は年間150万円を最長2年、経営開始型は最大150万円を最長5年間支援する事業である。今回は、各市町村の該当見込みを調査し、準備型21名、経営開始型290名の予算を積算している。来年度の新規就農者も、毎年度5月1日現在を基準に調査しており、毎年10月下旬に新規就農者数を報告している。来年度の目標は200名超であり、現在、取組を進めている。

高野光二委員

農10ページについて、鳥獣被害は毎定例会で話題になる。鳥獣被害を防止する柵を設置することだが、鳥獣被害対策事業の1億円強と合わせ、今年度事業として計4億4,000万円の予算がある。事業の実態と応募している集落数を聞く。

環境保全農業課長

電気柵等は、現在立入りが禁止されている双葉町及び大熊町を除くほぼ全ての市町村で設置している。これまでも継続して設置しているが、イノシシが増えたため新たに柵を張らなくてはならない箇所を更新等が追加要望となる。令和2年度は、電気柵で延べ572km、ワイヤーメッシュで15kmを見込んでいる。これらを複合したものが2km程度である。集落を小さく囲う場合と広域的に囲う場合があるが、各市町村等の被害防止計画の中で大きさが決まる。箱わな等については、26協議会から要望がある。

高野光二委員

この数字も物語るようにそれだけ被害が多い。被害対策であるため、捕獲は所管外だがしっかり対応願う。ワイヤーメッシュの設置は、資材を提供して農家が設置するのか。業者に委託して設置するのか。

環境保全農業課長

ワイヤーメッシュも電気柵等も自力施工と業者委託の両方できる。しかし、素人が張ると、そこから鳥獣が抜けてしまうこともあるため、各市町村リーダー及び研修を受講した農業普及指導員など知識を有する者の意見やノウハウを聞き、ワイヤーメッシュ、複合及び電気柵のうち効果的な方策及び設置すべき場所なども含めて最適な張り方ができるよう進めている。

高野光二委員

両方使えるため、使い勝手のよい事業と理解した。私の地元でも、農地に隣接する住宅まで囲ってよいかとの相談を受けた。住宅は農地から除外されるが、現場では野菜畑等の農地に住宅が隣接する場合がある。場合によって柔軟な対応も必要ではないか。集落全体となると所管外だが、農地に隣接する母屋も該当させたほうがよいと思う。見解を聞く。

環境保全農業課長

鳥獣害に対するワイヤーメッシュ設置は国の交付金で実施しており、本県よりもひどい被害が出ている都道府県とも足並みをそろえながら実施している。住宅までワイヤーメッシュで囲うことが本当に必要かよく検討しなければならない。例えば、生息環境管理として、イノシシ等が出てこないよう周りを見晴らしよく整備する方法がある。また、農作物などの餌になりそうなものが置いてあるためイノシシ等が来るのであり、人間がいれば怖がって来ない。囲うことが前提ではなく、まず、被害状況を把握し、守るべきところを住民が理解し適切に対応するため、専門知識を持つ者と相談しながら

実施することがベストである。ワイヤーメッシュを広く張っても管理できなくなり、いつの間にか頭数が増えた事例もある。集落が専門知識を持った者の指導を受けながら適切な管理を行えるよう対応していきたい。

大橋沙織委員

関連だが、鳥獣害対策費の1と2は人材育成に係る費用か。

環境保全農業課長

2は2つに分かれており、人材育成の予算とイノシシの捕獲に対する国の交付金への上乗せ分である。農業分野で有害捕獲するイノシシに関しては、国の交付金に上乗せして金を払っている。

大橋沙織委員

先ほど市町村リーダーの話もあったが、現在、ノウハウを持った者は県内にどの程度いるか。また、強化事業で何人程度の育成を見込んでいるか。

環境保全農業課長

鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業は、各市町村が鳥獣の専門的な知識を有した人材を職員として雇用し地域の被害を低減する事業だが、県では人件費等の活動に必要な経費として1年目は250万円、2年目は200万円を補助している。3年目以降は市町村で雇用に必要な経費負担を行い、最終的に市町村職員になるよう考えている。また1～3年目までは研修等による資質向上も支援している。平成30年までに7市町村で事業を活用しているが、嘱託員になる者もいれば、退職者もいる。31年度は、田村市、喜多方市及び西会津町で鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業を活用している。令和2年度は3名程度について鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業で人材育成し、要望する市町村で活躍できるよう支援したい。

大橋沙織委員

市町村が要望すれば支援するのか。

環境保全農業課長

あまり要望は上がってきていないが、我々としては、誰かに任せて地域の鳥獣対策を行うのではなく、集落ごとの特徴を捉え、区長など集落のリーダーと一緒に実施してほしいと考えている。大きな鳥獣被害が出そうだと相談のある市町村は何件かある。正式に職員として雇う前提の事業活用を願っているが、調整が不十分なところもある。各市町村に根づいたが、各集落とよい関係を結ぶことで鳥獣被害を低減していきたい。

渡邊哲也委員

農24ページの復興再生基盤整備事業の概要を聞く。

農村基盤整備課長

復興再生基盤整備事業は、東日本大震災で被災した農村の復興再生に向けた農業生産基盤及び生活環境整備を総合的に実施するものとして、汚染状況重点調査地域に位置づけられた市町村を対象に、圃場整備及び農業用水路等の改修等を行っている事業である。

渡邊哲也委員

73億円もの当初予算をつけているが、対象地域ではどの程度の農業再開が進んでいるか。

農村基盤整備課長

復興再生基盤整備事業は、来年度30地区を予定している。圃場整備等については、順次営農再開している地域に事業投入しているが、区画整理終了後、大区画で担い手に営農してもらうよう進めている。

渡邊哲也委員

圃場の営農再開だが、個人よりも、企業や農業生産法人などを積極的に誘致し、営農再開を求めていくのか。

農村基盤整備課長

個人ではなかなか営農継続できないことから、農業生産法人など企業の農業参入を含めた誘致も積極的に推進していく。

大橋沙織委員

農8ページの新規就農者に係る事業について、新規就農者全員がこの事業を使っているのか。

農業担い手課長

まず農業次世代人材投資事業の準備型は、50歳未満の農業者で、自営就農、雇用就農及び親元就農などが事業の対象になる。経営開始型は、農業経営を開始してから対象となるが、原則50歳未満で、人・農地プランに位置づけられていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借りている者との要件があり、独立で自営就農する農業者が対象となる。

高野光二委員

農29ページの農地保全事業費は6億8,000万円あるが、ハザードマップ作成に係る経費とのことだった。農林水産部側でのハザードマップ作成にイメージが湧かないが、地すべり対策か、低いところにあり水害の被害が起きやすい水利関係施設への対策なのか。額が大きいので、詳細を説明願う。

農村基盤整備課長

農業用ダム及びため池のハザードマップを作成している。ため池等が決壊した場合に、下流の人家及び公共施設などに被害が及ぶおそれのあるため池等について予測される災害の発生地点、被害の範囲、避難経路及び避難場所などの情報を地図に落とし込み、避難誘導及び浸水区域を事前に地域住民に知らせ、災害による被害の低減を図っている。これは、県内34市町村、約540か所のため池においてハザードマップを作成するための経費である。

高野光二委員

豪雨災害が心配される中にあり、ため池の決壊は、私の地元でも過去に大変な被害を被った事例があった。件数が多いことに驚いているが、地域の営農だけでなく住民の命に関わるため、しっかり対応願う。

農31ページの多面的機能支払対策費の2の多面的機能支払事業は、約24億7,000万円と金額が大きい。私の想像を含むが、農業・農村の持つ多面的機能には、食料生産だけでなく、景観保持、豪雨の場合の水をためる流水池などの意味もあると思う。福島市ほか54市町村に支給することだが、詳細を説明願う。

農村振興課長

多面的機能とは、農業・農村が生産の基盤だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全及び景観の形成が国民の益であるため、そこに国の交付金を充てることが法律で定められている。具体的には、交付金が農地維持支払及び資源向上支払に分けられる。農地維持支払は、地域資源の基礎的な保全活動としての水路の泥上げ、農道の路面維持及び施設の点検などの活動に対する支援であり、また、資源向上支払は、水路等の軽微な補修、農道の砂利の補修などの物に対するもの及び植栽活動等に対して交付される。令和2年度は、農地維持支払について、福島市ほか54市町村1,442組織への約14億円の交付金、また、資源向上支払について、福島市ほか49市町村1,059組織への約10億円の交付金を合わせて計24億7,000万円を予算計上している。

高野光二委員

かなり幅広く使えるようであり、支給される相手方は54市町村1,442組織などだが、対象範囲はどのように限定されるか。

農村振興課長

集落単位で協定を結んでいる。対象となる農地は農振農用地であり、集落内の面積に対して、維持活動であれば単価及び反当たり幾ら、資源向上であれば反幾らでの交付となる。対象となる農家だけでなく活動に対する支援であるため、参加者は農家に限定されず、集落の非農家の活動に対しても交付金が支払われる。

高野光二委員

相手先が集落ではなく法人や団体であり、作業に対して支払われるとのことであるため、この事業は使い勝手のよい財源であると思う。砂利敷きや堀上げなどは共同作業が難しいが、昔は、財源をもらい自前の人的協力で積極的に整備していた。これは、県の窓口で直接申請するのか。市町村を経由して申請するのか。

農村振興課長

交付の仕組みとしては、対象集落と集落の活動計画の日程は市町村単位で行い、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1を集落に対して交付している。

農地管理課長

今井委員のため池除染の質問に対して答弁する。

対策に着手した箇所だと8,000~30万Bqの間である。現在まで30万Bq台の数値を表した箇所の対策も実施しているが、対策後の数値は目標とする8,000Bq以下となっている。

先崎温容委員長

関連だが、ため池等の除染を行った後に大雨や台風を含めてBq数が上がった部分に対しての対応はあるか。

農地管理課長

現在、国と一緒に事後モニタリング等をしており、一部ではそのような箇所もある。一方で下がっているところもあるため、因果関係等も含め国とともに調査している。

大場秀樹委員

農38ページの花粉の少ない森林づくり事業について、花粉を1%以下に抑える苗木を植えることに関して2年前に一般質問したが、今年度予算に開発費も入っているのか。開発ができ実証段階に入ったのか。

森林整備課長

花粉の少ない森林づくり事業には、花粉の少ない森林づくり推進事業と花粉症対策品種等種子確保対策事業の2つの小事業がある。花粉の少ない森林づくり推進事業では、花粉の少ないコンテナ苗を育成供給する事業と、会津地方で花粉の少ない品種の採穂園を整備する事業がある。花粉症対策品種等種子確保対策事業では、少花粉杉の人工交配により、花粉の少ない苗を早期に供給するため採穂園において種を取り、花粉の少ない苗を作って早期に供給するよう事業を進めている。

大場秀樹委員

人口減少、特に産業人材を支える生産年齢人口が減少し、21世紀の本県農業を誰が担うかとの問題がある。やる気のある農家、その後継者、女性、ロボット・コンピューターの技術革新及び障がい者等が考えられるが、本県では女性が変える未来の農業推進事業に約1億円計上している。

資料には昨年も1億円とあるが、どのような事業か。また、予算書では何ページか。

農業担い手課長

農業女子に対する支援について、青年・女性農業者等活動支援事業により、農業女子及び若い農業者団体への活動支援として農業経営のスキルアップ及び地域活性化の取組を支援している。事業状況としては、各団体に補助金を交付してそれぞれの活動を支援している。

資料では、農8ページの農業経営者育成費の4のふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業の小事業である青年・女性農業者等活動支援事業により支援している。

大場秀樹委員

女性が変える未来の農業推進事業には答弁のあった事業が該当するのか。女性も含め若者も対象との認識でよいか。

農業担い手課長

女性の集団組織及び青年者等の農業者組織が事業対象である。

大場秀樹委員

平成28年2月定例会の一般質問でスマート農業について質問したが、水田の水位管理やドローンによる肥料散布などの答弁があった。その後、3年たってどのように進んでいるか。

農業振興課長

ドローンなど可変施肥を用いた農業は、県内で、国のスマートプロジェクト開始以前から取り組んでいた。3年間実証を継続し、事業は本年度で完了したため、その成果を地域協議会の研修会等で普及に移すようPRしている。本年度は、農9ページのスマート農業加速化実証プロジェクト事業により、小高地区が国のスマート農業実証プロジェクトの採択を受け実証を開始している。本体部分は県予算を通らないため、推進費を予算計上している。次年度も国にもう1地区応募している。

大場秀樹委員

3年前の答弁では3か所の農場で実験をしているとのことだったが、知見を広める段階になっているか。

農業振興課長

費用対効果もあり難しい部分はあるが、実証した中では密苗方式の田植機が一番広く普及している。水位のコントロールや可変施肥は、導入地域はあるものの台数的にはそれほど伸びていない。

大橋沙織委員

農5ページの中山間地等直接支払制度を受けられる要件を聞く。

農村振興課長

中山間地域等直接支払の対象地域は、特定農山村法、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法の三法に指定された地域、また、県の特認により高齢化率、農地林野率など過疎中山間に位置する条件の不利のあるエリアを対象地域としている。対象農用地は、水田は100分の1、畑は8度以上の傾斜の厳しい農用地であり、農業を継続するため5年間の協定を結んでいることが要件になる。

大橋沙織委員

戸数の要件はないか。

農村振興課長

特に戸数の要件等はない。

大橋沙織委員

本県では要件に見合う面積はどのくらいあるか。

農村振興課長

農地の急傾斜は申請が上がってこないと特定できないが、三法指定と特認合わせて2万1,908haである。

大橋沙織委員

中山間地の制度を受けている面積も同じか。

農村振興課長

令和元年度の交付対象面積は2月補正で1万5,326haを予算計上し、2万1,908haに対するカバー率としては70.0%である。

渡邊哲也委員

農19ページの肉用牛等産地再生復興対策事業費の中のふくしまの畜産復興対策事業について、福島県肉用牛の品質改良などに重点的に予算をつけた印象を受けた。優秀な肉用牛品種を作り遺伝子を守る取組がより重要になる。遺伝子を守るための費用も計上されているか。

畜産課長

種雄牛の遺伝資源保護は予算には組み込まれていない。家畜人工授精師に畜産研究所から凍結精液を供給しているが、家畜人工授精所に対する精液流通に関する指導的な取組で遺伝子の不正な流出をカバーしており、今後も国の動きを注視しながら遺伝資源の保護に取り組みたい。

渡邊哲也委員

罰則も厳しくなったはずだが、農林水産省が和牛遺伝子資源の不正流出にかなり危機感を抱いてポスター掲示など強化

している。本県独自の流出防止策についてさらに踏み込んだ検討及び実施施策を打ち出すべきと思うが、どうか。

畜産課長

国の罰則規定も厳しくなっている中で、我々は、家畜人工授精所を開設し台帳等の整備を明確にするため指導に入っている。農協等を中心に家畜人工授精所の開設届を求め流通状況を把握するよう、今後も引き続きしっかりと対応したい。

渡邊哲也委員

どの程度時間がたてば、取組が実効性のあるものになるか。

畜産課長

県内に数多くいる家畜人工授精師の取組を全部調査するには少し時間がかかるが、令和2年の間には、家畜保健衛生所と連携を取り不正な動きの把握や抑止のための調査に対応したい。

先崎温容委員長

昨年度から取り組んできたとのことだが、特別なネットワーク形成に対する予算措置は必要ないか。

畜産課長

職員によるソフト的な調査であり、今までの家畜改良増殖法に基づいた家畜人工授精所の立入りとして実施できるため、特別な予算措置は今のところ必要ない。

大橋沙織委員

農7ページの避難地域での営農再開について幾つか事業費が設けられているが、来年度の見込みの事業件数はどの程度か。

農業振興課長

福島県営農再開支援事業は49億数千万円の事業である。かなり項目が広く、すぐに説明はできないが、主に除染後の農地の保全管理、放射性物質の吸収抑制対策などを実施している。来年度からは、現場の指摘を受け、新たに特認事業に付水田の均平化支援のメニューも加えながら、市町村の要望漏れがないよう予算計上している。原子力被災12市町村農業者支援事業は、いわゆる4分の3事業であり、生産者の事業費1,000万円を上限にその4分の3の750万円が一般的であるが、市町村が認めれば上限の事業費が3,000万円となるため、それを見込んで予算化している。令和2年度は1件当たり750万円を見込んでいる。被災地域農業復興総合支援事業では、福島再生加速化交付金を使い、各市町村が機械や施設を整備して生産集団等に貸与しているが、大規模な園芸団地、カントリーエレベーターの整備及びワインの醸造施設等、8市町村合計23事業の要望を予算計上している。一部はこれから農政局と協議する。避難農業者経営再開支援事業費は、避難先で営農開始する者をおおむね8件ほど見込み予算化している。

大橋沙織委員

被災地域農業復興総合支援事業費について、実際に営農しようとしている者との程度具体的に話した段階で市町村から要望が上がってくるのか。補正予算ではかなり減額になっていたが、どのような段階で予算に計上するか。

農業振興課長

県としては、市町村からの要望を受け予算計上しているが、熟度は様々である。農政局との協議の中で路線が少し変わる場合もあるが、基本的に市町村に貸与先の生産者がいることが前提であるため、一定の生産の方向づけができるものについて要望を受け、予算化している。

高野光二委員

農33ページの林業公社の事業の中で、ふくしま緑の森づくり公社事業資金として約7億4,500万円が計上されている。林業公社で積み上げた借入金の整理の在り方が過去の議会でも話題になっている。数年前、この処分方法について県から提示があったと記憶しているが、当時、林業公社の借入金が500億円を超え、将来どのように整理していくかが議会で話題になった。7億4,500万円の詳細について説明願う。

森林整備課長

ふくしま緑の森づくり公社事業資金として、7億4,543万8,000円を計上している。1つは、分収林の管理と組織運営に要する経費として、県の長期貸付金を8,534万円計上している。もう1つは、公庫償還の補助金として、6億6,009万5,000円を計上している。

高野光二委員

約7億4,500万円の予算の中で、約8,500万円と約6億6,000万円の振り分けとのことだが、どの金額を500億円の返済に充てているのか。共通の理解の中で明確にしておくべきであるため、もう少し分かりやすく説明願う。

森林整備課長

県の長期貸付金については、造林地の管理経営費用、職員等の給与及び公社の事務管理費が8,534万3,000円である。また、公社の事業で公庫からの借入金約150億円を償還しており、公庫償還補助金6億6,009万5,000円を充てている。県から公庫償還のための補助金を入れることにより、令和70年度頃には、公庫の借入基金残高が解消される見通しである。

高野光二委員

当初予算の中ではなかなか明らかにならないと思うため、別の機会に委員会として協議したほうがよいと思う。先ほどの予算の説明で分かるが、背景を聞くと深く入り過ぎる。委員長とも相談の上、いずれかの機会に委員会で一度勉強し、情報共有したほうがよいと思う。

次に、農34ページの林業振興対策費のふくしま県産材競争力強化支援事業が1,810万円あるが、海外に輸出する林産材とは加工物なのか。日本の杉という優秀な製品をそのまま製材として輸出しているのか。

林業振興課長

ふくしま県産材競争力強化支援事業は令和元年度から始まった事業である。今年度の取組としては、大きな製材品をすぐ外国に輸出することは難しく、主に県内で生産した割り箸、鉛筆、小物の雑貨類などの加工品輸出の取組を支援している。なお、製材品については、カナダで日本の伝統工法である仕口加工を用いた物を組み立て、構造を見せる取組を行っているところが1社ある。

高野光二委員

様々な取組により林業の振興に取り組んでほしい。

農35ページの森林保護費について、森林病虫害等防除費とあるが、松くい虫防除対策費との説明だった。最近、松くい虫の被害に遭った松を伐採処理する作業風景を目に留めることがなかったが、防除の実態を聞く。

また、一時期ナラ枯れが非常に問題となった。会津地方から発生し、浜通り地方もほぼ終息したとの見解のようだが、その実態もこの中に含まれているのか。

森林保全課長

この中には、松くい虫の防除とカシノナガキクイムシの両方の事業が入っている。まず、松くい虫の被害状況について、平成30年度の松林全体の被害量は約3万2,000㎡であり、前年度と同程度で推移している。これは、薬剤の空中散布事業と被害木の伐倒駆除を実施している。併せて、公園などで事前に松に薬を注入する樹幹注入事業を実施している。カシノナガキクイムシについては、最近、約5,000㎡の被害が出ており、県内では会津地方及び相双地方において同じような推移で被害が発生している。被害を食い止める事業として5,600万円程度計上している。

高野光二委員

松くい虫の航空防除は、民家にも被害があるためやめる方向だと思っていたが、今も残っているのは意外である。3万2,000㎡の面積を伐倒駆除しているとのことだが、私の地域は既に松くい虫に食い荒らされており、今さら伐倒しても間に合わない地域であるためほとんど見当たらないのかもしれない。最前線で松くい虫被害を未然に防ぐため伐倒駆除を実施すると思うが、県内ではどの地域が該当するか。

森林保全課長

薬剤の空中散布は、以前に比べれば面積が非常に少なくなっている。現在、400haほどの空中散布及び地上散布を

実施しているが、普通の山よりは、公園や市町村が守らねばならない重要な松林に実施している。最近の松くい虫の被害状況だが、福島市、本宮市、県北地方、いわき地方及び会津地方の一部を先端地域として伐倒駆除を進めている。

高野光二委員

あまり深く聞くところでもないが、いわき地方も大分早くに松くい虫による被害が発生した。いわき地方は広い地域であるため、空中散布を実施しているのは石川町に近いほうかと思う。空中散布の地域は自治体で今後守らねばならない地域とのことだが、どの地域が該当するか。

森林保全課長

桑折町の半田山、白河市の南湖公園及び須賀川市の牡丹園などの公園であり、残さねばならない松について重点的に実施している。

大橋沙織委員

農8ページの新規就農者について、来年度の見込みが200人、うち準備型21人、経営開始型290人、計311人とのことだが、数字の差はどのように考えればよいか。

農業担い手課長

農業次世代人材投資事業は、新規就農者が全て事業対象になるわけではなく、就農後の事業である経営開始型は、独立自営就農した50歳未満の者が事業対象になる。ここ5年は200名程度の新規就農者がいるが、そのうち雇用就農が約半分含まれており、経営開始型の該当にはならない。対象者は独立自営就農者であるため、単純に親の農業を継ぐ場合は事業の対象にならない。

大橋沙織委員

290人と21人は市町村からの見込みを根拠にした数とのことだが、県の目標である200人より多い。市町村の見込みとの関係で、支援事業から漏れる者はいるのか。

農業担い手課長

事業対象者が約300名いるが、事業が最大5年間継続されることから、毎年度、2～5年目の継続者を新規スタートする者と合わせた数字であるため、新規就農者数より多くなっている。

大橋沙織委員

農95ページの農業短期大学の授業料について、納入方法が変わるとのことだが、免除の対象に増減はあるか。

農業担い手課長

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例の変更部分について、国で今年4月1日から大学等における修学の支援に関する法律が施行され、新たに、大学、短期大学校及び専門学校等で、住民税の非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生を対象にした入学金及び授業料の減免が行われる。全額免除または所得に応じて3分の2、3分の1の額が減額されるため、この部分を支援する制度として、新たに追加した。これまでも大学校で独自に行っていた就学が困難な学生等を対象とした支援については引き続き実施する。

高野光二委員

農36ページの一般造林事業とふくしま森林再生事業はおおよそ35億円と予算額が多いが、放射性物質対策費とのことだった。想像するに、森林除染の予算だと思うが、詳細を説明願う。

森林整備課長

一般造林事業とふくしま森林再生事業について、まず、ふくしま森林再生事業は、放射性物質により影響を受けた森林の再生に向けて平成25年度から取り組んでいるものである。具体的には、放射性物質対策と間伐等の森林整備の2つである。

放射性物質対策は、ふくしま森林再生事業の計画策定、線量の測定及び山からの土砂流出防止のための木柵などに要する事業費を計上している。

また、森林整備では、土壌が流出しないよう間伐等を中心として山に光を入れて下草を生やす事業を実施している。これは一般造林費である。ふくしま森林再生事業の放射性物質対策の予算は、造林推進費の説明の2番目にあるふくしま森林再生事業に計上されており、一般造林に計上されているふくしま森林再生事業は間伐等の事業費となっている。

その上にある一般造林事業は、前から実施している造林補助事業として、間伐や下刈りなど通常行ってきた事業を、放射性物質の影響が少ないところで実施している事業である。

高野光二委員

一般造林事業とのことだが、ふくしま森林再生事業は、山の除染が不可能になり、それに代わる事業として、間伐や新たな造林を推進する事業に項目が変わってきたと理解している。予算の組立ての中で、放射性物質除去であれば、除染対策の基金からの持ち出しがあってもよいと思うが、財源の構成を見ると一般財源であり、造林であるため国の補助がある。その裏づけが県の負担金との財源構成である。

ふくしま森林再生事業は、結果的には義務だが、本来除染が目的だとすれば、基金からの持ち出しもあってよいと思う。予算の構成も含めて説明願う。

森林整備課長

生活圏、人家等から20mの部分は除染を行ったが、山については、かなり広大な面積で除染がなかなか難しい。ふくしま森林再生事業における放射性物質対策については、放射性物質が流出しないよう丸太柵等により土砂の移動を抑える方法を取っており、国の林野庁の予算の中で実施している。

高野光二委員

結果的にはそうである。丸太柵など放射性物質流出を防ぐための土留めの対策費である。原発災害に関わる基金についてはあらゆる項目を積んでおり、本来、財源構成として、この項目に何割か入れるべきと思うが、全く異なっている。国庫支出金とふくしま森林再生事業が10分の10であり、国がそのような目的で出しているのであれば、この10分の1を、流れないように柵を作るために基金から持ち出す項目もあったほうがよいと思うが、どうか。

森林整備課長

説明が言葉足らずだったかもしれないが、山からの流出を防止する木柵等についての予算は、造林推進費のふくしま森林再生事業において10分の10で対応している。

高野光二委員

農37ページの一般林道費（県単）の森林居住環境整備事業（県営）で骨格的林道の整備を行っている。骨格的林道の整備というと、林道として認定を受けているものとの感覚である。今回の豪雨では林道と認定されているところや管理道路など全ての道路が非常に痛めつけられている。林道には、スーパー林道も、山に入っていく林道も、林道と言わない管理道路もあるが、骨格的林道はどのようなものを指すのか。

森林整備課長

骨格的林道を分かりやすく表現すれば、市町村道から市町村道までつながり、集落の生活道も兼ねる林道であり、林業用だけでなく生活道としての活用も考えられる連絡線形の林道である。

高野光二委員

日常生活に支障のある居住環境とあり、林道といっても集落内を走っている道路と理解するが、ほかの管理道等も含めて大変な被害があるため、職員の対応をぜひ願う。

次に、農38ページの森林環境基金事業費（森林環境贈与税）の1で、林業従事者等人材育成事業に約5,300万円が計上されている。林業従事者の人材育成であるため、後継者や途中から技能を学ぶ者も含めて新しい林業従事者と解釈するが、昨年度の決算審査で白河市方面に行った際、前年度、林業従事者の後継者が200人程度いるとのこと、林業事業においても捨てたものではないと思った。林業に関わる若者を育成する施設も造ると理解したが、本県はこれだけの森林面積を持っているため、若い後継者をしっかり育てていくことは大変重要である。来年度予算の中で、若者も含めた後継者育成

をどの程度考えているか。

林業振興課長

林業の担い手育成については、昨年から具体的な検討を進め、過日、基本構想を策定した。構想は育成のための研修講座開設と研修に必要な施設整備の2つの柱で成り立っており、研修では、これから林業に就業する若者が、1年間かけて基本的な技術及び技能を身につけ、現場での就労につなげていく考えである。来年度は、基本構想の具体化に向け研修施設の整備を行うため、測量調査や建物の実施設設計の委託業務の予算を計上するとともに、研修開講に向けて、様々なカリキュラムの作成や高等学校等に向けた開講PRの準備費を予算計上している。

高野光二委員

小さい施設であれば足りるかもしれない、別項目があるなら理解できるが、施設整備も含めると予算が少ないと思う。施設を造らなくても、前年度に200人も育てている実績がある。ある程度の目標があり研究施設を造ると思うが、予算にはどのように反映されているか。

林業振興課長

令和2年度の施設整備は、調査及び実施設計関係であり、建物工事は翌年度を予定している。1年間の長期研修では、構想の中で年間15名程度の研修生を募集し養成していくこととしている。また、市町村職員や既に林業事業体や森林組合で働いている林業従事者に向けては短期研修講座を設ける。

高野光二委員

職員育成は、この道のプロパーを育てることであり、新規就労者を育てることである。毎年15人とは随分遠慮していると思うが、15~20人の現場のプロを育てることは大切である。研修施設で各市町村の専門的職員を育てることは非常に重要である。しっかりした建物の研修施設にして、専門知識を持つ人材を育てることは県の役割であるため、ぜひとも充実した施設になるよう願う。

次に、農42ページの栽培漁業振興対策費のさけ資源増殖事業について、明日、現地調査で木戸川のサケ産卵施設を調査する。昨年度は、例年の1割程度の遡上しかなかったと聞いている。台風被害で施設が壊れたこともあるが、さけ資源増殖事業の約2,500万円はどのような内容か。サケを買い上げて放流する事業まで入ると、予算のボリュームが足りないのではないか。

水産課長

さけ資源増殖事業は、放流するための稚魚を買い上げる金額に対して、サケの団体に補助する金であり、稚魚放流にかかる経費である。

高野光二委員

稚魚放流の予算が約2,500万円であるが、放流できる施設は、それほど多くなく、木戸川と阿武隈川の2、3か所程度だと思う。

水産課長

採卵できる河川については、来年度10漁協10か所で実施できるよう予算化している。現実的にはできない可能性もあるため、6、7か所程度と考えている。ここには阿武隈川等も含めている。

高野光二委員

ふ化場ができるルールにしては予算が少ないと思うが、後は一般の事項で質問する。業者によると、海水の温度が非常に上昇しており、昨年は川に遡上するサケが非常に少なくなったとのことである。併せて、沿岸のサケも全く目が当たられないほどの不漁だった。最近の沿岸の海水について、ここ5~10年の変化と震災後の遡上実績を、準備できる範囲で、明日の調査の参考資料として提出願う。

先崎温容委員長

高野委員から資料請求のあった件は、後ほど対応する。

(3月13日 (金))

大橋沙織委員

新型コロナウイルス関連で2点質問する。まず、給食に卸していた生乳について、加工するのではなく生乳のまま関東圏に卸しているとの説明だったと記憶しているが、そのとおりか。そうであれば、酪農家には損失がないと見てよいか。

次に、牛乳に限らず、県内に農産物や魚などを給食や旅館に卸している者はいるか。被害を含めた実態把握など、新しい情報はあるか。

畜産課長

生産された生乳は、一般飲用向けと学校給食用を含む加工向けとの振り分けがなされるが、加工向けは単価が若干低く、差額を埋めるための加工原料乳生産者補給金制度により補給金が交付される。しかし、それを加えても飲用向けより安くなってしまうため、給食の停止が長期化すれば、農家への影響も懸念される。3月10日に国から緊急対策の第2弾が示されたが、既存の補給金制度を活用してもなお生ずる価格差の支援、加工施設の輸送費及び加工原料乳を加工施設へ輸送する輸送費への支援は、県として、国の制度を積極的に活用できるよう支援し対応する。

農林企画課長

生乳以外の影響について、県では、各業界や団体等からの聞き取りを行い、卒業式やイベントの中止に伴う切り花などを中心とした花のキャンセル、飲食店、宿泊施設などのキャンセルに伴う魚などの需要低下、一部の農家レストラン、観光農園等から来客数減少などに関する情報を収集している。

大橋沙織委員

輸送などには補填制度があると聞いたが、生乳の売上げに係る補填はあるのか。

また、様々な分野に被害があるとのことだが、県として独自の支援策を検討しているか。

畜産課長

酪農家が生産した牛乳は、乳業メーカーに全て引き取られていくため、生乳の振り分けにより価格差が生じる。加工原料乳に回った分は補填されるため補給金制度で価格差を埋めており、売上げが下がるわけではない。

農林企画課長

生乳以外の影響は、期間や市況の変化について、今回の新型コロナウイルス感染症だけでなくほかの影響も絡んでおり分析が必要であるため、これからも情報収集に努めたい。

大橋沙織委員

汚染水の海洋放出について、昨日現地調査で話を聞いたが、木戸川漁協も原発事故からの復興途上で昨年の台風被害に遭い、今年はサケが戻ってくる期待より不安が大きいと述べていた。県内の漁業関係者はじめ農林水産業界は本当に頑張っている。

そのような中、3月8日に報道された全国世論調査で汚染水に関する質問が2つあった。1つ目は、海洋放出した場合に風評被害が起きるかとの質問であるが、9割以上が被害が起きると思っているとのことだった。また、汚染水の処分方法に関して、6割以上が今の時点で放出すべきではないとの回答やタンクでの保管を続けるべきだとの回答をしていた。全国の世論調査を受けて、県として汚染水の海洋放出をどう考えるか。

次長 (生産流通担当)

我々は農林水産部であるため直接的な回答は所管外であるが、汚染水の処理については今後政府において決定される。当部としては、汚染水処理以前の問題としてこれまで風評対策及び水産業の操業拡大対策を実施しており、今後ともしっかり取り組んでいく。

大橋沙織委員

県の農林水産業分野でも風評被害などが広がらないよう取り組むとのことだが、世論調査の重さもあり、漁業関係分野

では汚染水放出の影響をどのように見ているか。

次長（生産流通担当）

ただいま答弁したとおり、その件に関しては我々が答える立場にない。

大橋沙織委員

限界があることが分かった。ただ一言述べたいのは、漁業者はじめ農林水産業全体を守るための委員会がこの常任委員会だと思う。昨日現地調査で木戸川漁協から聞いた話は非常に印象に残り、ほかの委員も一緒に実態を見てきた。県内の漁業関係者の声を農林水産部としても受け止めてほしい。

もう一つは、いわき海星高等学校に関する陳情についてである。この陳情には、いわき市の各漁協も名前を連ねていたが、県内の海運水産業維持発展のため、この高校が必要とのことと、人口減少及び少子高齢化に伴う労働力不足から、船員の減少に歯止めがかかっていない状況が書かれていた。併せて、このような状況が続けば、企業を廃業、倒産などに追い込みかねない重要な問題とも訴えている。高校統廃合は別の分野だが、いわき海星高等学校があることにより県内の水産業がどのように支えられているか。

水産課長

いわき海星高等学校の卒業生は、航海士及び機関士の資格を取得し、現場の即戦力として本県沿岸漁業や沖合漁業も含め活躍している。

大橋沙織委員

農林水産部として、いわき海星高等学校の位置づけは重要か。

水産課長

そのような教育機関が存続することは非常に重要である。

坂本竜太郎副委員長

一義的には教育庁の所管だが、水産高校だけでなく農業高校も農業面で成果を上げている。

イノベーション人材を育成しており、GAPなどを率先して取得し相当数の成果を上げていることはとても誇らしい。定例会冒頭で、我が会派の渡辺幹事長から、県立高校改革について地域振興及び地域課題にどのように向き合っていくのかとの代表質問を行ったが、副知事から、部局横断的に連携して課題克服に取り組んでいくとの答弁があった。ただいまの大橋委員の視点にもつながる部分もあると思うが、農林水産部としてどのように地域振興を考えているか。

農林水産部長

高校の統廃合について、副知事から部局横断的に今後の地域振興策を考えていくとの答弁があった。我々としても、統合される側の学校に関して、旧校舎の扱いや地域から若者がいなくなってしまうことの課題を認識している。当部としては、農林水産業振興を地域活性化につなげていくことが使命だと思っている。現在も、高校生が地域の農業者の下へ実施研修に行くことや、若手の農業者と高校生の意見交換や交流会を実施している。高校生に自分の生まれた地域に戻って農業をしてもらう取組が重要だと思う。今定例会では、もっと若い子供たちに農業を体験してもらうなど、農業に興味を持ってもらう取組をすると答弁したが、若者や子供たちに興味を持ってもらうことを通して、地域活性化や地域振興につなげるのが我々の使命である。全庁的な対応はこれからもう少し具体的になると思うが、その方針に基づき当部の取組を進めたい。

坂本竜太郎副委員長

当初予算の質疑でも、人材育成に関してやり取りがあったが、土づくり、山づくり、海づくりと同じように、時間をかけて人を育てていく視点だと思う。既に率先して長い間実施しているとのことだが、時代の要請であることを踏まえ堂々と展開してほしい。

今井久敏委員

一般質問でも取り上げた収入保険に関して、収入保険の加入率をもっと高める体制を整備すべきとの思いで質問する。

部長答弁の中でも農業共済組合との連携を密にするとのことだったが、全国的にも加入率が低く、本県は792経営体、26%である。全国平均としてはどの程度の加入率なのか。今回の台風第19号では、10a当たり7万円の補助制度があるが、加入促進のための縛りは、補助金を受けるには加入しなくてはならないことくらいか。台風第19号で10a当たり7万円の補助を受けることと収入保険との関係を聞く。

農業経済課長

まず、全国の加入率は令和元年度で2万2,812経営体、23%である。昨年の台風第19号の関係もあり、2年から加入拡大の取組を行うこととなり、新たに県の農業共済組合が事務局になって、国で（仮称）収入保険推進協議会の立ち上げ費用を予算化している。これには県も参画し、加入者拡大に向け話し合っていく。

今井久敏委員

台風第19号で受ける補助金と収入保険は重複していないか。もともと収入保険に入っている者が被災した際に、10a当たり7万円の要件を満たすケースは問題ないか。

水田畑作課長

被災農家等営農再開緊急対策事業は、10a当たり7万円を上限に補助が行われる。保管米の浸水被害を受けた農業者が、令和2年産の営農再開に当たり必要となる取組を支援するものだが、多くの被災者が、収入保険、民間の収容農産物補償特約及びその他の保険に入っておらず、そのことを要件とする取組と承知している。確認する必要があるが、今回事業を要望している農業者は、それらの措置が講じられなかった者と認識している。

今井久敏委員

対象者が収入保険等に加入しているケースは恐らくなかったと思うが、これからはあるかもしれない。収入保険に入っていれば、今回の台風第19号で被災した場合でも、10a当たり7万円の補助制度が適用されなくなる可能性もあるか聞いたかった。今度の推進協議会に期待するところが非常に大きい。一般質問でも述べたが、愛媛県は70%と高い加入率である。資料を見ると様々な融資制度、長期ローン、7万円、6万4,000円、4万円など掛金を少なくするタイプなど、融資制度も紹介しながら県も盛んにPRしている。推進協議会には県も入るとのことであるため、しっかりアイデアを出し、できるだけ多く加入するようにしてほしい。青色申告も1万1,000件だがもっと増やさなくてはならない。そのような取組についてどのように考えているか。

農業経済課長

青色申告については、県のホームページに掲載し、関係農業者の説明会などで話をしている。

そのほか具体的な取組としては、各農林事務所単位で現在の加入率を数値化し、令和2年度以降、低いところで重点的に説明会を開催するなど加入者拡大に努めたい。

今井久敏委員

現在加入率が低いのはどの辺りか。

農業経済課長

令和元年は全体で26%だが、2年は元年の倍近くの約1,500経営体まで増えている。組合の目標が3,000経営体であるため、2年は目標の半分まで達成している。加入率の平均は50%だが、それより低いところでは、いわき地方が38%、県中地方が39%、県南地方が41%である。これらの地域について、2年度以降、重点的に説明会等を開き加入者の拡大に努めたい。

渡邊哲也委員

豚熱（豚コレラ）について、現状認識と県の対応を聞く。

畜産課長

豚熱は、現在58例目まで確認され、本州では昨年12月17日に愛知で発生した51例目が最後であり、それ以降は沖縄県での発生である。現状では、豚コレラウイルスの動きが少し弱まっており、北関東でも少しずつワクチン接種が始まっている。

るため、今のところ本州での拡大の様子は見られないと考えているが、県としては、国から推奨地域に指定されれば、すぐにワクチン接種ができる準備を整えている。

渡邊哲也委員

ワクチン接種については、県議会議長も昨年末に農林水産省に強く訴えてきた。養豚農家の意見を聞くと、ワクチン接種が一番安心できる方法とのことであるため、県でも強く働きかけてほしい。

防護柵の設置は3月31日までに完了しなければ補助対象にならないのか。

畜産課長

防護柵の事業は、農畜産振興機構（通称 a l i c）が取り組んでいる。

当初、作業を進めできるだけ早く設置し、伝染病予防に努めるよう働きかけをしたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、鉄鋼材の入手がかなり困難になっている。a l i c では事業の次年度繰越しを決めたとのことであり、県としてはできるだけ早く設置して自ら守るよう強く願っているが、最悪の場合繰越しも検討したい。

渡邊哲也委員

農家から、3月31日の期限について県の判断を強く求める要望もあった。ぜひとも前向きに回答願う。

最後に、家畜伝染病予防法改正の動きがあり、農場に衛生管理責任者を設置する必要があるが生じる。小さな農場においては、これも大きな負担となり、感染した家畜を出した事業者に対する罰則も厳しくなるため、県のよりきめ細かな支援が必要だと思うが、県の考えを聞く。

畜産課長

家畜伝染病予防法改正に伴い、対応を要する案件が多くなり、農家が追う責任は非常に大きくなるが、移行期間も設けられると思うため、家畜保健衛生所でどのように対応したらよいか、逐次、細部まで指導に入りたい。

高野光二委員

鳥獣被害対策について、予算審議の中では幅広くなるため、一般的事項に持ち越した。

鳥獣被害は毎定例会で議論されているが、対策を取っても現場の被害が軽減されないと考えると、農林水産部だけの対応でなく管理を含め思い切った頭数制限などの対策を取る必要がある。環境維持関係との調整もあるが、毎年予算を組んで、防護柵や電気柵などを施工している。被害を少しでも減らしていくための考えを聞く。

環境保全農業課長

鳥獣被害は、捕獲だけでは減らせない。

NHKのテレビ番組「ふるさとグングン！」で、以前、西日本で鳥獣被害対策を集落ぐるみで行う様子が放映され、南相馬市小高区でも同じような取組を実践しているとの内容が1月に放映された。小高区では、捕獲だけではなく集落環境診断及び防護柵の設置などに関して専門家の意見を聞き、必要などころに実施することで農作物被害を防ぐ取組をスタートした。捕獲は、猟友会など狩猟免許が必要であるため、農家が簡単にできるものではない。

自然保護課との関係もあり、猟友会がどのように捕獲に携わるかの調整も必要である。農家自らができることに防護柵や生息環境整備があるが、何もしなかったり、誰かに任せてしまうと、どこかに穴が空いてしまう。集落を自分たちで守る意識を持ち、専門家の意見を聞きながら対策を実施するモデル集落、市町村リーダーの取組などを行っている。

専門家の判断で、やはり捕獲が必要だとすれば、効果的なわなの仕掛け方や被害を及ぼす鳥獣を選択的に捕獲するための方策等のアドバイスを受けながら、鳥獣被害対策を進めたい。

高野光二委員

これは非常によい例であるため、積極的に進めるよう願う。電気柵の許可要件で、集落内の自分の住居や菜園は対象外となっていたが、そのような箇所も営農形態の中に入ると拡大解釈できるのではないかと。申請時に宅地は入らないとなっているものの、ある程度柔軟に考えてほしいとの意見があった。県としてどのように考えているか。

環境保全農業課長

電気柵やワイヤーメッシュを張るエリアは、国の交付金で全国一律のルールに基づいて決まっている。本県よりも被害がひどいところもあるため情報収集しているが、意見があることを国に伝え、集落がしっかりと鳥獣対策できるよう進めていきたい。

高野光二委員

ぜひ、解釈により範囲を一步でも広げられる方向に進めてほしい。

次に、昨年度の台風第19号により、土木及び農林水産関係も大変な被害を被った。

いち早く復旧させるため、専門的な知識を有するプロパー人材を育て、即座に対応できるようにすることが必要である。市町村の職員数は少なく、今回も県から派遣する実態があった。最終的に査定なども行われるが、県が積極的に出向くには、異動もある中で専門的な知識を持つプロパーを育てることが非常に大切ではないか。

次長（農村整備担当）

技術者確保は非常に厳しい状況にあり、市町村の技術者確保は簡単なものではない。規模によって状況は変わるが、昭和の形の国、県及び市町村の役割分担はそのままでは継続できない。県が主導権を握って技術的なサポートは行うが、既成概念を取り払った連携の中で動きたい。現在は復興を中心的に動いているが、相双農林事務所では、ピンポイントで地域をクリアに把握できる職員を配置するため、市町村担当制としている。専門性を高め、市町村と一緒に技術的な部分を維持していくことを含めて、これからの広域の連携パターンを様々考えたい。

高野光二委員

農林水産部の中でプロパーを育てることも必要であり、市町村との連携の中で専門的な知識を持つ職員を育てることも非常に大事である。葛尾村のように、実際に震災の補助、県への申請の対応など、特異な例でまとめて事業できるスキームも含めて、県が積極的かつ丁寧に説明したことにより、職員も非常に勉強になり対応が早く進んだ例もあったと聞いている。県でも努力するが、連携を取る自治体職員の能力向上も今後しっかり行ってほしい。

また、昨日現地調査した木戸川のさけ資源増殖事業について、今年は捕獲数が例年の10%を切り、木戸川では例年の1.4%、344尾と、目まいがするほど少ない捕獲数だった。今朝の追加資料の中で、本県だけでなく岩手県や青森県でもサケが大変不漁だった原因の一つには気象状況があるが、ピンポイントでの施策はなかなか見づらくて難しい。しかし、放流した稚魚に対するサケの回帰数が1~4%と低いことに驚いた。本県のさけ資源増殖事業がこれから本格的に稼働する中で稚魚放流事業をしっかり行わないと、4、5年後が非常に心配である。地域の実態を見ると、やな場がほとんど台風被害で壊れている。昨日の木戸川では、国と自治体で1,200万円の補助を行うとのことだった。国の補助が3分の1であるため、もう少し補助率を上げた事業にしたほうがよいと話したことに對し、実際に被害を被ったところの対策として、今年は6、7か所を全部新しくするとの説明があったが、県が支援する予算の中身ではないと思った。放流事業は、沿岸漁業である海でのサケ漁業に直接結びつくため非常に重要である。今回の当初予算の取組内容と今回被害を被ったやな場の復旧支援等の現況を聞く。

水産課長

県も放流事業が重要であると考えている。令和2年度当初予算では、関係漁協及び増殖団体からの要望を踏まえ、最大限の放流日数に対する支援を計上している。

また、やな場の復旧については、河川に設置する施設とその時期だけつけるやな場と称する網などの附帯的設備があり、2月補正予算で4市町への支援を事業化し取り組んでいる。年度内には完成し、今年の漁期である9月以降にはしっかり対応できるよう努めている。

高野光二委員

台風で流されたところにさけ資源増殖事業再開のための補正予算はついた。木戸川は国の補助事業を入れ、復興事業で全部新しくしたが、多くの養殖団体は依然として40~50年前の施設をそのまま使っており、近代的な養殖事業に向かう支援策が求められる。現場を見て、養殖事業の経営はほとんどぎりぎりで行っており、投資として自ら負担金を出すのは非

常に難しいと痛切に感じた。採卵して稚魚放流する事業を拡大、維持していくためには大きな支援をしないとなかなか難しい。今後要望があれば県は積極的に支援するか。今日の追加資料の自民党のさけ・ます増殖議連の視察に関する資料の中で、国会議員のレベルでもしっかり守って育てていかなくてはならないとのコメントもあった。県としてどのように考えているのか。

水産課長

個別施設の更新等は、国や地元自治体、市町村と連携しながら、可能な限り支援できる取組を検討したい。

高野光二委員

可能な限りとは、枠の中でできる範囲だと思うが、決まったことしかやらないのではなく、資源確保及び沿岸漁業振興のために積極的に実施する視点で、足りないところを補い、国と交渉してでも予算確保を頑張る姿勢でなければ、既存政策の中だけで実施することは受け入れ難い。もう一度答弁を求める。

水産課長

現状、施設整備については、復興交付金等の国の手厚い支援があり、地元自治体が整備するに当たり10分の10の支援を受けている。

現在、木戸川も含め設置をしてきたが、これからも、沿海12市町村等に存在する施設について国の支援が継続されると聞いているため、その中でできることは十分行い、それ以外の部分について必要が生じれば検討したい。

大橋沙織委員

米の全量全袋検査について、来年度抽出検査に移行するとのことだが、2月5日付の福島民友新聞で、これまでどおりに全ての検査を希望する人が40%いた。結果的に抽出検査に移行でよいとの意見が多かったが、全ての検査を求める人にもしっかりと応えるとの県の話が載っていた。4割の人が全ての検査を引き続き求めていることに対してどのように応えるか。

水田畑作課長

米の全量全袋検査は、平成24年産米から実施しているが、27年産米から5年間基準値超過がなかったことから、令和2年産米から一部を除き抽出によるモニタリング検査に移行する方向で検討している。

我々のみならず、米の集荷に関わる者や生産団体があらゆる機会を捉えて丁寧に説明したいと考えている。

大橋沙織委員

農家から、この検査により安全が分かるため、県外の販売者が本県産米を買ってくれるとの声があった。このような声をしっかり受け止め、抽出検査に移行するにしても引き続き農家や販売業者の声も聞きながら、丁寧に取り組んでほしい。

また、水不足について、農家から、今年は雪が少ないため今夏に水不足が起こることを心配する声があるが、県としては今年の雪不足が来年の作付にどう影響すると考えているか。

農地管理課長

3月現在まで、月1回、10数か所のダム等について貯水量を確認している。その貯水状況を見ると、平均貯水率が約72%、3月1日現在の対前年比で約130%であり、例年よりもため池ダムの水がたまっている。確かに会津地方は例年にない雪不足ではあるものの、水がめとしては例年よりも水がたまっている。これからの天候次第であるため、4月以降は月2回、調査する方向である。通常会津地方では4月頃からため始める水を、一部で2月頃から少しずつため始めるなどの工夫をしている。今後の降雨状況を見ながら適切に対応していきたい。

大橋沙織委員

異常気象の中、いろいろな面で農家の不安があると思う。2年前に、県とJAが井戸の掘削の補助事業を行ったと思う。国と県は3分の1ずつの補助であったか、3分の2は公的な補助があり、残りの3分の1を農家が負担して、3戸以上でグループを組んで井戸を掘削する事業があったと思うが、農家にかなり喜ばれたと記憶している。今夏も水不足などの際に支援事業があれば農家も安心だと思うが、計画はあるか。

農業振興課長

水不足対策について、今年の降雪量は会津若松で15%程度で不安があることは聞いている。気象状況を見ながら、節水が必要な状況が生じればJA及び生産者に周知し、水利用の仕方を啓発したい。その上で一昨年と同じように干ばつを生じる際は、被害が顕在化した時点で、当初予算で災害対策事業として1,000万円ほど計上しているため、協議しながら進めたい。

今井久敏委員

昨日、現地調査したいわき市川中子排水機場の影響だが、農地46haの全てが1m冠水し、復旧総額が19億7,000万円と多額になるため県主体で実施するとのことだった。その中で、排水機場の水密の向上にどのように取り組んでいるか現地で聞いたところ、河川改修が先行するため予算が取れないとのことだった。本当ならばきちんと国に要望しなくてはならないと現地で話した。その辺りの事情を教えてほしい。また、排水機場に水密をかけることは本当に妥当な話なのか。

農村基盤整備課長

川中子排水機場の災害復旧工事に係る防水処理について、昨日、いわき農林事務所で答えたように国庫補助災害復旧事業で対応するが、河川改修計画がある場合は災害復旧事業では認められないことから、今回の災害復旧工事には入っていない。

排水機場については低平地の湛水被害防止のために、ポンプによる強制排水を行っており、水密に係る部分については、河道掘削を夏井川で行うことから、浸水水位を再度検証した上で、防水処理に係る掛かり増し経費等について、いわき市と再度相談したい。

今井久敏委員

防水に関しては、可能性を考慮するとのことか。

農村基盤整備課長

水密を図り機器類を守ることは大事な視点であるため、国庫補助の対象とならないが、その必要性について再度検証し対応したい。

今井久敏委員

この場所を水密にすると、どの程度の予算が見込まれるか。例えば2,000～3,000万円単位になるのか。

農村基盤整備課長

対策としては、防水扉の新設及び開口部の閉塞が考えられる。本排水機場については概算で1,000～2,000万円程度かかると考えている。

今井久敏委員

県で関わっているのはこの場所だけか。農林水産部が対応する場所はほかにあるか。

農村基盤整備課長

今回、県で行う災害復旧工事のうち相馬市の和田排水機場でも同様の取組をするが、防水処理については計上していない。

今井久敏委員

災害復旧では国庫補助の対象にならないところも、我々のルートも含め、執行部からも国にしっかり上げなくてはならない。郡山市にも排水ポンプ場がたくさんあるが、必ず沈んでしまい排水しなくなる。

防水をかけるよう一生懸命取り組んでも、多額の費用をかけたところが一瞬にして水没してしまうため、方向性を見出してほしい。

渡邊哲也委員

アグリスタッフ確保・活躍推進事業にも関係するが、労働力不足を補うことは数多くあると聞いている。シルバー人材センターに依存している農家は数多く、大変画期的な事業だと思うが、現在、農林業の各分野でどの程度の人材が不足し

ているか。また、人材確保事業を実施するに当たり、数値的な目標を長期的にでも設定すべきと思うが、県の考えを聞く。

農業担い手課長

農業者が高齢化及び減少する中、現地においては、農業生産法人の労働力不足が課題となっている。

アグリスタッフ確保・活躍推進事業の概要としては、来年度、関係機関、団体及び構成員で協議会をつくり、雇用労働者の希望者数と実際に雇用したい者にウェブ上で登録してもらい、マッチングを図る仕組みを検討するため事業を立ち上げた。

また、外国人労働者について、県内に住んでいる外国人労働者なども活用しながら労働力確保を図る。県内の農業生産法人等を対象に今年度の労働力不足の状況及び今後の意向を確認したところ、約3割の組織または農家で労働力不足や雇用確保の意向があった。

現在、まだ目標設定していないが、担い手が不足しているため、経営者が頑張れるよう状況を踏まえながら検討したい。

渡邊哲也委員

労働力確保の一つの核となる外国人材について、外国からの農業実習生の受入れが大分滞ってきたとの報道もあった。事業を新年度から実施するに当たって新型コロナウイルス感染症の影響なども加味しなければならないと思うが、考えはあるか。

農業担い手課長

新型コロナウイルス感染症による影響について、農業の現場でも外国人労働者が何人か入っており、管理団体への聞き取り調査によると、数名の外国人が日本から中国等の国に帰ることができなかった、あるいは中国等に一時帰国したが日本に戻れなかったとの事例を聞いている。

外国人労働者自体は、福島労働局の調べで、令和元年10月現在、県内36事業所で受け入れており、214名が農業分野で働いている。

渡邊哲也委員

これから先どのような影響が出てくるか不透明だが、県としては、当初予算が可決された場合、予定どおりスキームに従い労働者確保の事業を推進するか。

農業担い手課長

新型コロナウイルス感染症の状況は十分見極める必要があるが、現場で外国人労働者の雇用実績もあり、外国人が日本に来て働くことになると渡航経費等もかかるため、農業者及び農業生産法人の負担になっている。事業の中で1人当たり上限30万円として、モデル的な取組を実施する事業体があれば支援したい。

高野光二委員

予算の質問の中で一般的事項に持ち越した案件について、議論を深める観点でもう一度聞く。

特許権等運用収入について審査時に話した。特許権の内容はあまり知らなかったが、約32万6,000円の予算計上がなされ、県が有する開発技術の利用権を32件、特許権を6件を持っているとの報告だった。

金額的には非常に少ないと思うが、本県が有する試験場で開発した技術は、委員会として知っておく必要がある。

32件にはどのような項目があるのか。また、農林水産部所管の特許が6件あるとのことだが、以前の整理予算の答弁では化粧品に使うとのことだった。どのようなものがあるかぜひ知りたいため、口頭での回答の後、書面で委員会に提出願う。

先崎温容委員長

高野委員から資料請求等があったため後日提出してもらおうとし、まずは口頭で説明願う。

農林総務課長

農林水産部における県の開発品種について、これまでに43品種を開発した。そのうち5件の品種は登録期間満了、6件は現在出願中であり、登録品種は32件である。これまでの登録品種に関する収入は、1,106万2,000円である。

次に、特許については、化粧水に使用する成分の製造方法などの特許に係る収入が上がっており、開発件数10件中6件が登録されている。現在の収入額は累計で1,179万5,000円である。

高野光二委員

実際には、特許出願中のものも含めて県としての知的財産である。技術開発した財産としての動きがあると解釈してよいか。

そうであれば、知的財産が非常に話題になっており、財産として保障される時代であるため、我々も問題共有する必要があると思う。

資料を提出してもらい、個別に議論を深めるようにしたい。

先崎温容委員長

ただいま高野委員から請求があった資料は準備できるか。

農林総務課長

可能である。

先崎温容委員長

それでは、委員に諮る。

ただいまの資料について委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、来週月曜日まで提出願いたい、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

それでは、そのようにする。

高野光二委員

水産業の再生について、コモンカスベが出荷制限解除となり、全ての魚種で出荷可能となった中、今なお、週2回の試験操業が続いており、間もなく本格操業が始まる。

本格操業が具体的にスタートするためには、漁協が先行するのか、検査等を指導している県が開始の指示をするのか。

トリチウムの問題も背景にあるが、県と漁協の連携による全面的な操業開始はどのような捉え方となるか。

水産課長

コモンカスベが出荷制限解除となり、出荷制限がかかっている海産魚介類はゼロになった。

試験操業は、安全が確認された魚種に関して限定的に操業し流通する県漁連の取組である。安全を確認するため、県のモニタリングの検査の結果等を参考にしているが、試験操業では、当初3種類から始まった魚種が、現在200種類以上となっており、また、相馬沖の一部から開始された漁業は東京電力福島第一原子力発電所の半径10km圏内を除く全ての海域で進められている。

試験操業の条件を県漁連が定めて実施しているが、まだ10km圏内で操業ができないこと、県漁連が漁協独自に毎日1魚種1検体のスクリーニング検査を進めながら実施していることなどの諸条件を少しずつ緩和しながら操業拡大に努めている。漁業種類、魚の量などを踏まえ、少しずつ拡大するよう、県もモニタリング検査や補助事業などにより支援したい。

高野光二委員

福島第一原子力発電所の10km範囲以内といった操業できない地域を除けば、試験操業といえども全面的に魚を捕ってよい状況となった。

しかし、実際は週2回の操業であり、その間魚を捕らなかったため魚体も大分大きいとのことで、資源が潤沢に育ってきたと思う。

本格的な操業のためには、魚を捕っても売れなければ意味がない。流通でも、安全の呼びかけなど何らかの手だてを取らないと、本格的な操業に結びつかないため施策が重要になる。常盤ものも、かつて東京で飛ぶように売れた資源であり、もう一度回復させる必要がある。そのような取組について、漁業者だけでなく県の役割は非常に大きい。その点に関して方向性はあるか。

水産課長

まさに消費者に買ってもらわないといけない。

首都圏の販売確保は重要課題であり、今年度も、東京の大手量販店で毎日本県の魚を販売するコーナーを設置したり、首都圏の居酒屋を含む外食店で本県の魚を使った料理を提供してもらおうふくしま常盤ものフェアを、令和元年度は4回100店舗で実施するなどの取組を行った。

2年以降も、もっと消費者に買ってもらえるようにこのような取組を継続したい。

高野光二委員

努力が実るよう、粘り強い営業活動を頑張ってほしい。

次に、肉牛の育種について、精液の流通実態調査をしているとのことだが、本県での種畜の開発や流通には触れていなかったと思う。市場に人気があるのは霜降り肉だが、本県の肉牛はどのような実態か。

畜産課長

和牛の遺伝資源としての種畜管理を畜産研究所で行っている。種牛の造成では、指定交配の県内の優秀な雌牛に県の優秀な雄を交配し雄子牛をつくり、検定にかける事業をずっと行っており、年度によって若干頭数のぶれはあるが、畜産試験場で県の基幹種牛を10頭ほど係養している。

精液は、毎月1回、県の畜産振興協会が窓口となり、各地域の農協のサブセンターを通じて各家畜人工受精師に供給している。

凍結精液には証明書により番号がついているため、誰に何番から何番が渡ったかの実績を我々も必ず確認している。

精液を受け取った者が自分の牛以外の牛に受精をする際は、精液証明書の裏にいつ誰に渡したか記録を残すよう指導している。今のところ、不正な動きを防止できている。

本県には今までの検定実績の中で最高成績を出した牛の勝忠安福がおり、子牛でも成績がよいため非常に人気が高まっている。精液流通がだんだん広域的になってくるとそのような心配も出てくるため、我々も家畜保健衛生所及び和牛登録協会とともに、遺伝資源の保護に取り組みたい。

高野光二委員

関西で精液の不正流出もあったが、我が県で開発したものを守る立場があるため、裏づけや流通制限など、本県独自のブランドをつくるための手だても必要である。

我が県の優秀な種牛を育てていく努力に加え、できたものの管理もしっかり行ってほしい。

大場秀樹委員

先般も日本の農業とともに本県農業を誰が担っていくかとの質問をしたところ、スマート農業の話があった。やる気のある後継者、新規就農者、女性、障がい者及びロボットなどいろいろな担い手が考えられるが、今日は農福連携の話をする。

農福連携は、障がい者の生きがい及び就労の機会となっており、様々な制約があるが、労働力として農業者側も助かるとのことである。来年度予算も含めた事業の概要を説明願う。

農業担い手課長

農福連携は、来年度、障がい福祉課と連携を取りながら、アグリスタッフ確保・活躍推進事業で取り組む予定である。1つはアグリスタッフ確保・調整体制構築事業であるが、JA中央会、農業会議、授産事業振興会及び障がい福祉課などの関係団体で、まずは、障がい者、女性、高齢者及び外国人材なども含め、地域の労働力をマッチングさせる仕組みづく

りを行っている。

それぞれの需要と供給を把握しながら登録者のマッチングを図って進めることが理想である。また、農業者が各人材を受け入れるに当たり、十分理解していない部分がある。

受け入れた場合の特性、メリット及びデメリット等について、講習会、研修会などを通じて紹介しながら進めるとともに、障がい者あるいは障がい者施設の職員にも農業を体験してもらい、農業の魅力を知ってもらうことで働く機運の醸成なども図りたい。

実際に障がい者を受け入れるに当たり、受入れ農家での整備も必要となるため、受入れ体制づくりに関する研修会などを開催したり、コーディネーター育成を進めながら、障がい者と農業者のマッチングを進めようと考えている。

大場秀樹委員

例えば水田農家、果樹農家など、どの方面に何人との具体的な人数はまだこれからか。

農業担い手課長

現状として、例えば県北地方の果樹農家で受粉作業等を行っている事例や、県南地方の障がい者施設で自ら農園を営み農作物を生産して、加工・販売まで結びつけている事例もある。各農林事務所でも、現地での栽培の取組やGAP取得に関わる指導にも対応している。プラスアルファのニーズは、来年度に把握して進めたい。

大場秀樹委員

農福連携であるため、福祉の事業と一緒に進めると思う。所管外だが、福祉側の予算もあるか。

農業担い手課長

障がい福祉課でも、農林水産部とすり合わせながら体制整備を進めている。県の授産事業振興会にコーディネーターが1人おり、現在、県内全域の農業者と障がい者のマッチング作業を進めている。

障がい福祉課も農林水産省の予算を事業の中で活用するなど、農林水産部と連携して体制の充実強化を進めている。

大場秀樹委員

就労支援施設からも仕事の需要は多いため、ぜひ進めてほしい。

次に、もう1つの切り口であるやる気のある後継者の観点から、県立農業短期大学校について聞く。予算書によると運営費約1億1,000万円等が計上されており、授業料1,000万円の歳入があるが、何人程度なのか。

学生に関する期間、コース、募集方法及び年齢等の概要を聞く。

農業担い手課長

農業短期大学校は、学年の定員が60名であり、現在、1年生が53名、2年生が53名である。今回2年生が卒業したが、平成29年から学科の再編を行い、水田経営学科、野菜経営学科、果樹経営学科、花き経営学科及び畜産経営学科の5つの学科の体制を取っている。

学生募集の目安は、水田経営学科、野菜経営学科が15名前後、果樹経営学科、花き経営学科及び畜産経営学科が10名程度である。

農業短期大学校は、例年、県内の農業高校に限らず、普通高校、工業高校、農業高校及び私立学校も含め訪問し、学校PRや就職ガイダンス参加により学生募集に努めている。

基本的に高校を卒業して入る者がほとんどだが、県外から来る数名の学生や、社会人から農業を始めるため入学する学生なども何年かに1、2名ほどいる。農業高校出身者は全体の7割程度を占めている。

また、農家・非農家の区分では半分が非農家であり、卒業生の3割前後が就農し、それ以外は農協など農業関連の企業、食品会社に就職している。

大場秀樹委員

農家でない者もいるとのことだが、授業料及び入学の要件などはあるか。

農業担い手課長

要件は特にない。学科試験及び面接試験に合格すれば入校できる。

細かい数字の資料は持ち合わせていないが、授業料等は年間で15～16万円程度だったと思う。

大場秀樹委員

スマート農業など、どんどん時代も変わっているため、学科再編やカリキュラム見直し等が行われる予定はあるか。

農業担い手課長

スマート農業については、国から全国の農業大学校で2022年までに体制整備し、全ての大学校で取組をする方針が示されているため、今年度も、短期大学校の中に研修部として一般の農業者を対象とした農業機械、加工及び農作業安全などの研修を開催しているが、その中でスマート農業の研修なども開催している。また、昨年度は、アシストスーツをメーカーから借り受け学校の授業で使用したり、浜通り方部で開催されるスマート農業の実習及びフェアなどに学生をバスで連れていった。

大橋沙織委員

鳥獣被害対策について、ワイヤーメッシュの補助が各地で喜ばれ、設置が広がっているが、平成28年の農林水産省の資料では鳥獣被害対策実施隊が県内に35あるとのことだった。

実施隊に、ワイヤーメッシュなどの設置を依頼することは可能か。

環境保全農業課長

ワイヤーメッシュの設置に当たっては、自力施工もあるが、製造販売を行う業者等に委託することも可能である。

委託だと補助率が下がってしまうが、ワイヤーメッシュではなく電気柵がよい場合もある。我々としては、市町村リーダーや農林事務所の鳥獣被害対策担当がしっかり現場を見て、集落と相談しながら、地域で一番よい対策を取るようしている。

大橋沙織委員

福島大学の望月翔太准教授の資料を見たが、生態学の観点からも問題を指摘しており、非常によいと思った。

原発事故以降、特にイノシシ被害が県内各地で広がり、なかなか収束のめども立たず、農家から、収穫直前に食べられてしまうため、本当に疲弊して農業を続けられないとの声を多く聞いた。抜本的な対策が必要だと思うが、県として専門家との意見交換の場を持っているか。

環境保全農業課長

有害鳥獣対策に関する研修会を定期的に行っている。望月准教授や東北農業研究センター福島研究拠点にいる鳥獣対策の専門家、近畿中国四国農業研究センターで実績を上げている専門家に来てもらい、総合的な対策の説明を受けた。その中では、捕獲ではなく、自分たちがどこを守りたいのか、そのために何をしたいのかをきちんと考えることが必要だと必ず言われる。研修会終了後、参加した市町村及び農家がしっかり自分たちで考え、守るべきところを守るよう検討し、本当に実施したい箇所について農林事務所と一緒にモデル集落として取り組む。望月准教授や鳥獣対策専門の県内のNPO法人おーでらす、仙台市の合同会社東北野生動物保護管理センター及び一般社団法人自然環境研究センターなど、専門家の指導を受けながら具体的な対策に取り組んでいる。

大橋沙織委員

地域が自分たちの力で対策を実施することは非常に大事であり、管理や経過を追って見られる点が強みだと思う。

一方で、地域では高齢化も進み、町内会単位だけでは体力的に設置が厳しいと聞くが、県では支援などを考えているか。

環境保全農業課長

まずは、市町村に有害鳥獣防止計画を立ててもらっている。

集落での対策を考える中で、自前、委託、集落連携も含めて調整しなくてはならない。地域の力は非常に大きいので、連携して実施してもらおうとともに、我々も相談を受けるようにしている。

大橋沙織委員

中山間地への支援について、高齢化、過疎化、原発事故の影響及び今年の台風被害がある中、原発事故以降は耕作放棄地が増えている。

中山間地で特別な困難がある中、福島の農業を守る観点や、自分の地域、県土を守るのが農家の役割との思いで、様々な困難がありながら農業を続けている者も多い。

川俣町、月舘地区、霊山地区、東和地区なども中山間地で、似た地形及び環境で協力しているが、農業を続けている者に県独自で支援を上乗せする考えはあるか。

農林企画課長

中山間地域等直接支払制度をはじめとする国の支援を最大限活用することを含め、県としては、担い手及び高齢者の役割を地域で話し合う場を設定し、地域の農業振興を皆で一緒に考えてもらう取組をしている。

高野光二委員

農29ページの農地保全事業費の震災対策農業水利施設整備事業で、県内54市町村540か所のため池ハザードマップを作るとの説明があった。

地震の際に藤沼湖が決壊したような本当に痛ましい事態も想定されるため、ため池のハザードマップはなおざりにしてはならず、地元の未来を考えると、もし、ため池が決壊した際の危険について、ハザードマップを用いてどのように地域に周知していくのか疑問が残る。540か所はかなりの数であるため、全部実施する意味合いがあるか。また、ハザードマップを地域とどのように情報共有するか。

農村基盤整備課長

農業用ため池のハザードマップ作成について、ため池の下流に人家や公共施設等があり決壊した場合に大きな被害を及ぼす1,472か所の防災重点ため池を対象に進めている。

県内のため池は約4,000か所あるが、その中から、人家や公共施設など守るべき対象がある4割程度の箇所を優先してこれまでに840か所ほど作成しており、来年度は540か所、約95%まで進捗を図る予定である。

次に、周知等だが、ハザードマップ作成に当たっては、集会場等に集まり話し合った結果を図面上に落とし込む作業に地域住民が参画するワークショップ方式を取っている。なお、作成した場合には、市町村のホームページへの掲載のみならず、各戸に配布し、常日頃から何かあった場合の避難誘導を考えながら、農村地域の防災力向上に寄与したい。

渡邊哲也委員

ため池に関して関連だが、農業用ため池管理保全法では、ため池の所有者が都道府県に報告する義務もある。台風第19号の際に、所有者が分からないため池の被害があったが、本県の場合、現在どの程度の者が届出をしているのか。

農地管理課長

昨年度ため池法案が施行され、本来は12月末までに届け出ることとなっていた。しかし、台風第19号により期限が1か月延び、1月末までの届出となった。避難12市町村等で管理できないところは町が当面管理することになっているため、本県では現在、数字的には100%届出されている。

坂本竜太郎副委員長

ちょうど1年前のため池管理保全法案が審議中であつたときに、私は一般質問においてデータベースによる見える化、ハザードマップの作成及び周知について質問したが、これらがかなったことは大変ありがたいことである。構築した以上引き続き生かし、市町村、各種団体、有害鳥獣対策については集落単位まで浸透させるよう願う。

有事真つただ中である現在、震災復興、台風第19号等について全力で取り組んでもらっている。午前中に今井委員から収入保険の加入率に関する指摘があったが、いわき市が非常に低い数字であることに責任を感じている。今回の経験を機に、私も地元の自治体や農業関係者に対しさらに強く促すよう働きかけているが、農業者にも経営者としての感覚を養ってもらわねばならない。

話を大きく広げてしまうが、GAP取得は東京オリンピック・パラリンピックでの食材提供を目指すことを掲げており、

その真髄は経営感覚を養うとの大きな目的である。

いざというときに備え収入保険への加入を促進するなど、農業者や生産者の金融対策が非常に重要であるため、農業経済課長の考えや思いを聞く。

農業経済課長

県では昨年10月に発生した台風第19号等による被害を受けた農業者向けに、被害に遭った生産者に対する事後的な金融対策として令和元年台風19号災害資金を新たに創設した。

個人的な意見であるが、もちろん事後対策は大事であり、午前に今井委員から話があったように日頃の備えとして農業保険の加入が大事であると考えている。

収入保険の加入者数は令和元年は786件と低調であったが、2年は1,500件とほぼ2倍であり、去年は農業保険について考えた農業者が多かったのではないかと考えている。しかし、加入条件である青色申告数は1万1,000件であるため、農業保険への加入はまだまだこれからである。

今後県としては、保険の実施主体である農業共済組合と連携しながら、無保険者ゼロを目指し、県ができる部分は様々な実施していきたい。

坂本竜太郎副委員長

課長の思いを共有しやり方を高めていくので、今後様々な立場でよろしく願う。

また、次長（農村整備担当）においては、復旧に当たり営農再開に向けて長年取り組んでもらったが、土木行政と連携しながら防災・減災対策を確たるものにしていくことで担い手の希望につながると思うため、次長から我々にぜひ力強いメッセージを願う。

次長（農村整備担当）

防災・減災について、まとめの言葉を述べたい。

まず、ハード部分については、農業用ダム、ため池が防災・減災の象徴であると考えており、重要性を評価しながら計画的に老朽化等の診断を行うことは当然である。万が一、ため池が決壊した際は人命を考えなければならぬため、市町村と相談し防災重点ため池として1,472か所を選び出しており、最重要課題と位置づけて整備していく。

自然災害による被害は近年激化しており、未曾有であるが、もはや突発的との言い方ではなく受け入れねばならないため、防災・減災の話になる。その象徴がため池のハザードマップであり、万が一決壊した場合の極めて厳しい議論を展開している。

実はたまたま持ち合わせていたため、「防災力アップ運動」の旗型ポップを机上に立てる。平成23年の発災直後に藤沼ダムが決壊して人命を奪ったが、農業用ダムの決壊により人命を奪ったのは恐らく歴史上初めてである。減災を受け入れねばならないと国に申し入れたが、残念ながら動きが鈍かったため、藤沼ダムの教訓を生かすしかないと言った。防災力アップ運動をスタートさせた。発災当初は、ため池が万が一決壊したときと言った瞬間に、「県は何をやっているのか。」との厳しい言葉をもらったことがある。既に7年目になり、地域一人一人が防災力を向上させる力強さを感じている。あわせて、ため池の管理については、専門家集団をつくり管理を専門技術的にサポートしていくために、全県的な組織を構築するための準備をしており、こちらも含めてハードとソフトを組み合わせ、総合力を高めていく必要がある。手綱を引き締め直し、防災・減災に取り組む必要性を感じる。

坂本竜太郎副委員長

いまだ風評が大変であり、世界を切り開いていく矢先だと思うため、農林水産部、県庁一の国際派から熱いメッセージを願う。

食産業振興監

私は課長時代から農林水産部で取り組んできたが、どのようにイメージを持ってもらうかが必要と考えている。本県は

海から山まである多様な県であるが、特に本県に来たことがない者から、震災以降は本県は全部同じようなものであると一緒に思われてしまうと強く感じる。海外でも同様であり、ローマ字のFUKUSHIMAでは福島第一原子力発電所の事故により危ない場所と思われてしまうため、一つ一つ丁寧に説明する必要がある。

誠実な県民性と豊かな風土を知ってもらうことが必要と考えており、テレビCMやアニメーションなどを様々なメディアで放送してもらうよう取り組み、ヨーロッパでも見てもらっている。また今年度は、夏と秋の東京オリンピック・パラリンピックも自由に使用できる映像を通信社で配信してもらうよう取り組んでいる。

さらに、さきに水産課長からも話があったが、販売棚の確保により実際に手に取ってもらうことが重要であると考えている。米の販売棚数が県外において2,300を超えるなど、知事のトップセールスをはじめ生産者の努力の成果が出ている。

最大54の国、地域において海外の輸入規制があったが、5月にはインドネシアで全面的に解除され19まで減る。規制の数はこの1、2年で減り、規制の内容も非常に限定的となっており、東南アジア、ヨーロッパ、UAEでも輸出できるようになるなど今年度史上最大の輸出が見込まれる。

観光交流局が関係団体と取り組んだ成果により、11月現在、既に230 tを輸出しているが、いまだ中国、韓国、香港、台湾に輸出できていないため、輸出するために国内の消費者に本県産は安心して安全だと思ってもらえるようにしなければならない。

心に残るエピソードが2つある。

1つ目は、食は人を笑顔にするということである。

昨年、香港のトミー・チョン議員が来県し、ホテルで初めてサクランボを食べさせたところ、厳しい議員の表情がごとと笑顔になった。ベトナムにおいても同様の事例があり、知事ミッションの際、現地の赤ちゃんに甘い梨を食べてもらったところ、赤ちゃんがもう一度口を出してきたということがあった。

もう1つは、平成29年12月には米を棚に置いてもらえなかったが、30年2月に沖縄県のフェアにて史上最高の売上げがあり、定番商品として全店で扱ってもらえるようになった。沖縄県の消費者から「待ってたさー。福島が美味しいのは知ってる、分かってるさー。この米は中通り、浜通り、会津のどこ。」と言われて感動した。

昭和50年代の凶作時に本県から沖縄県に米を出荷した先輩方の遺産が受け継がれていたとのことであり、先輩方に助けられた。

今後の展開としては、マーケットから生産まで一貫した体制及び戦略立てが必要ではないかと考えている。農家が安心して生産するためには、売れる状況が必要である。特に今年は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本県は海外から非常に注目される。夏はちょうど相馬野馬追や桃の季節でもあるため、福島を新たなイメージに塗り替え、生産振興、販売振興ができないかと考えている。世界に名立たる品質のよさを理解してもらうために、他の部局と連携しながら農林水産部は頑張っていかなければならないと考えている。

坂本竜太郎副委員長

本県の農林水産物により世界中の笑顔を見たいとの思いになった。地道に取り組んだことが真に伝わった。

部長の下、技監をはじめとする農林水産行政のプロ集団が地道に地をほうような努力を積み上げてきたことにより、世界中に広めてもらったものと思っている。

農林水産行政の集大成として我々にあらゆることを伝授願うため、技監より言葉を願う。

技監

生産者、関係機関や団体をはじめ、農林水産業に関わる全ての者にエールを送りたいことが私の思いである。

震災から9年を経過し、先輩方や委員の皆からの指導を受けて復興は着実に前進してきたが、まだ課題も多い。

私は、こうして復興を前進させることができたのは、生産者が一生懸命頑張ったおかげであることを忘れないようにしていた。

例えば、寒い中木に登り一本一本の木を水で洗い削り、おいしい果物を必ず取り戻すと取り組んだ生産者を忘れてはならないと思い、これまでやってきた。

令和2年度は震災から10年目の節目の年である。

予算を審議してもらったとおり、米の全量全袋検査や牛肉の全頭検査は見直すこととなった。一方では、払拭されない風評問題があり、避難指示のあった12市町村については各市町村ごとに営農再開への取組に幅があるため、各市町村にきめ細かに対応していかねばならない。また、今年の天候を心配する意見や質問があったが、農林水産業は自然を相手にしているため、その対応もしなければならない。

こうした山積する課題は多くあるが、生産者をはじめ、関係機関、団体や行政が1つのチームになり課題解決に向かえば、これまで同様に解決できない課題はないと確信している。

副委員長から話があったとおり、当部は1,500名の職員である。

3月11日の黙祷後、各職員は福島をよくしたい、復興のためにしっかりやりたいと心を新たにした。部長以下、しっかり頑張っていくので、よろしく指導願う。

最後になるが、皆にエールを送らせてもらおう。

坂本竜太郎副委員長

改めてエールをもらい、「ふくしまプライド。」をくすぐられたのではないかと思う。ワンチームで頑張っていくので、引き続き皆の尽力を願い、質問を終わる。